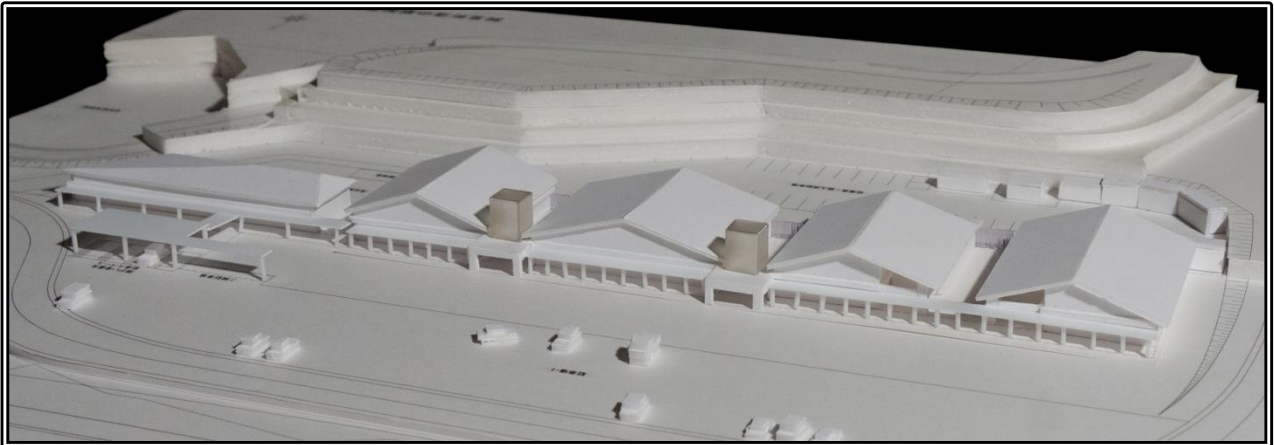


# 運営体制の概要

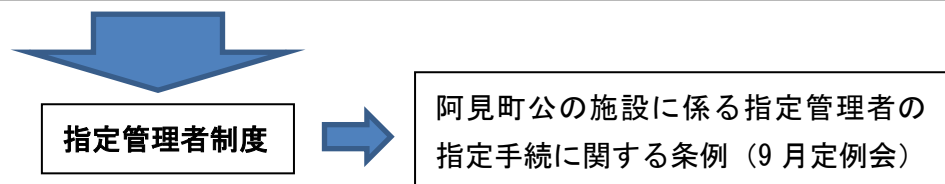
## 阿見町道の駅 指定管理予定者の募集のフローについて



基本設計における模型でのイメージ

### 1. 基本的な考え

◇H26 基本計画において定めた経営に関すること  
公設民営方式とし、運営者の意見を施設計画に反映できる**運営重視型**のスキーム



本施設は、道路利用者の休憩施設とするだけでなく、町内産業及び地域連携の振興の拠点とするもので、これらの実現にあたり、民間事業者等の運営ノウハウ活用や事業採算性の向上の観点から、指定管理者制度を適用するとともに、運営ノウハウ等を施設計画に反映させるため、将来的に指定管理者として指定することを前提に、指定管理予定者を早い段階で募集・選定する。

## 2. 募集から開業までのフロー

### H28. 9. 5 全員協議会

指定管理予定者の公募フローについて（公募フロー及び管理運営方針の主な事項）

指定管理者の指定手続きに関する条例について

H28. 9 中旬

運営検討委員会：管理運営方針の検討

### H28. 9 定例議会

「公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例」の制定

### H28. 10 上旬 全員協議会

管理運営方針・募集要項について

H28. 10 上旬

指定管理予定者の公募

H28. 10 中旬

指定管理予定者選定委員会：審査基準策定

### H28. 12 全員協議会

審査基準について

H28. 12～H29. 1

審査

（指定管理予定者選定委員会）

H29. 2 上旬

指定管理予定者の決定

### H29. 3 全員協議会

指定管理予定者の決定について

H29. 4～H31

運営準備・実施設計等への提言

### H31. 3 定例議会

指定管理予定者から指定管理者へ（議決）

H31. 4

指定管理者を指定

H32 夏

開業（予定）

### 3. 指定管理者予定者及び指定管理者と指定期間について

(1) 指定管理予定者の期間

H29年4月からH31年3月末の予定

(2) 指定管理者の指定

今年度、指定管理者予定者に選定された団体とは覚書を結び、運営管理に向けた準備を進めていただく。開業の前年度（H31.3）に議会の議決を経た後、当該予定者を指定管理者に指定することを想定。

(3) 指定管理者の期間

H31年4月から6年間を最初の指定期間とし、開業はH32年夏を予定。

### 4. 募集要項及び管理運営方針において定める主な事項

(1) 基本的な方針

- ①施設全体としての魅力発揮      ②変化への対応と持続的な発展
- ③住民参加・協働の推進            ④商品供給体制の構築

(2) 業務の範囲

①指定管理予定者が行う業務（H29.4～H31.3）

- ・ 施設計画の協議に関する業務      ・ 農産物・物販施設の運営準備
- ・ 飲食施設の運営準備                  ・ 広報業務の準備
- ・ 管理運営計画に関すること

②指定管理者が行う業務【予定】（H31.4以降）

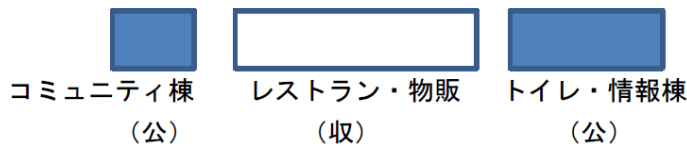
- ・ 上記①について開業に向け具体的な業務
- ・ 開業に向けた準備期間となる平成31年度は、駅長を常駐させる。

(3) 経費及びリスク分担に関する事項

①経費に関すること

- ・ 町は指定管理料として、公益施設の運営管理に要する維持管理費を支払うものとする。
- ・ 指定管理者は、収益施設の運営管理に要する人件費、維持管理費、材料費（仕入れ）及び町への納付金を支出するものとし、収入は収益施設の売上金（物産、飲食など）、イベント収入、自動販売機手数料及び町からの指定管理料とする。

◇経費に関するイメージ



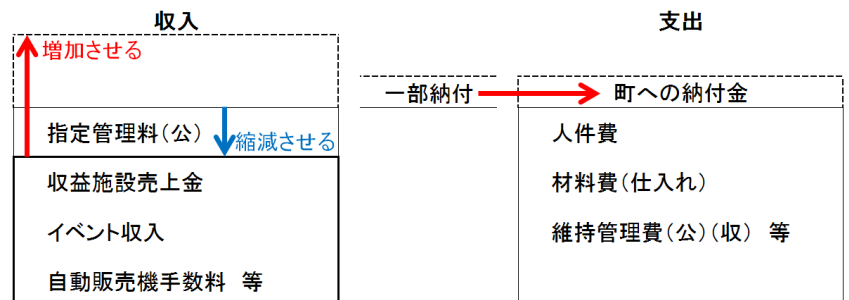
【凡例】

- (公)：公益施設
- (収)：収益施設

道路の休憩機能としての公益施設の部分は町が管理する必要がある。この部分も含め指定管理者に管理運営をお願いするが、公益施設部分は管理費用として**指定管理料**が発生する。

収益施設の管理（費用）は、指定管理者が運営（経営利益）のなかで補う。

トータル的な管理運営で維持管理費の削減を図ろうとするのが、**指定管理者制度の費用的メリット**。



②リスクの分担（以下事例の一部）

| リスクの内容                | 負担区分 |       |
|-----------------------|------|-------|
|                       | 町    | 指定管理者 |
| 利用者からの運営管理に関するクレーム    |      | ○     |
| 物価、金利の変動              |      | ○     |
| 利用者の変動                |      | ○     |
| 施設（建物本体の不備など）に関するクレーム | ○    |       |

(4) 応募資格

団体又は複数の団体で構成された共同事業体とする。個人での応募はできない。

(5) 選定基準

①審査方法

- ・ 阿見町指定管理予定者選定委員会要綱及び募集要項に基づく。

②選定基準

- ・ 提案評価（実施方針、住民参画、施設の魅力発信や発展、管理経費の縮減）
- ・ 能力評価（管理運営の安定性）
- ・ 経済評価（指定管理料の縮減、納付金）

→ 特に経費については、発生する指定管理料の部分を創意工夫のなかでいかに縮減していただくかがポイントとなる。また、さらに経営のなかで利益確保をしていただき納付金を生み出してもらいたい。